

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年四月二十一日奈良県指令建第九八―二四四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月十五日建第八九三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市萱生町一三二四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市萱生町九七八番地

柳志成

刀根亜由美

一 許可番号

平成二十九年三月三十一日奈良県指令建第九八―二四三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月十五日建第八九三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市出屋敷町一六二番二並びに居傳町七七六番並びに近内町一一〇四番一及び

一一〇四番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和ハウス工業株式会社 支配人 出倉和人